主

本件上告を棄却する。

理由

被告人本人並びに弁護人豊嶋秀直,同金森仁及び同古賀政治の上告趣意のうち, 判例違反をいう点は,原審は本件における争点の核心部分について事実の取調べを しているのであるから,前提を欠き,その余は,憲法違反をいう点を含め,実質は 単なる法令違反,事実誤認の主張であって,刑訴法405条の上告理由に当たらな い。

なお、所論にかんがみ記録を調査しても、同法411条を適用すべきものとは認められない(本件につき被告人の共謀を認めた原判断は正当として是認できる。)。

よって,同法414条,386条1項3号により,裁判官全員一致の意見で,主 文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 泉 徳治 裁判官 横尾和子 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 涌井紀夫)